

研究拠点形成事業 FAQ (2025年7月公開)

本事業は、税金を原資とする支援となっており、適正かつ合理的な支援となっているか事業の見直しを行っています。そのため、採択後の実施等については、採択した日本側拠点機関において、実施年度ごとに定める取扱い手引を確認してください。

I 「募集要項」に関する質問

Q1 - 1

募集要項の「Ⅲ申請資格」に「拠点機関」とありますが、拠点機関の性格及び主な役割は何ですか。

A1 - 1

「拠点機関」とは、本事業による交流実施の中心となる大学等学術研究機関またはその部局であり、当該研究機関の長による承認の下に、一学部、一研究科または一研究所以上の単位で、本研究交流課題の実施にあたるものをいいます。主な役割は、本事業による研究交流課題全体を統括し、実施計画の策定、資金の管理、研究交流の実施、実施報告等の責任を負うことです。

Q1 - 2

募集要項の「Ⅲ申請資格」について「機関又はその部局」とは、それぞれどの組織単位を指すのですか。

A1 - 2

ここでいう「機関」とは、大学等研究機関のことを指します。一方、部局とは、大学の学部／研究科や附置研究所、センター等を指します。学科や専攻などの単位ではありません。

Q1 - 3

募集要項の「Ⅲ 申請資格」に「機関又はその部局」とありますが、部局内や機関内で意思統一をはかる必要がありますか。

A1 - 3

事務体制を含めて、組織として事業を推進する体制を確保していただく必要があるため、申請にあたって機関又はその部局の意思を統一していただく必要はありますが、機関又は部局の全員が参加するものでなければいけないということではありません。従って、申請をしたコーディネーターと同一部局に、当該事業に参加しない研究者がいたとしても問題ありません。また、同一部局であっても研究グループや研究課題が違えば、複数の申請をしていただくことが可能です。ただし、その場合も申請ごとに当該部局の事務処理体制は整えておく必要がありますので、その旨ご留意ください。

Q1 - 4

1 人のコーディネーターが A.先端拠点形成型と B.アジア・アフリカ学術基盤形成型へ同時に申請することはできますか。

AI - 4

1 人のコーディネーターが同時に両方の型に申請することは募集要項で定めるルールに反するものではありませんが、趣旨はそれぞれの型で異なります。なお、同時に申請した場合、A.先端拠点形成型、B.アジア・アフリカ学術基盤形成型の申請課題とも審査に付されますが、両方の申請課題が採択された場合には、A 型、B 型のいずれかを選択していただくこととなります。いずれかの型のコーディネーターを変更して両方からの支援を得ることは認められませんので、十分ご検討のうえ申請してください。

QI - 5

募集要項の「V 事業内容の詳細 B.アジア・アフリカ学術基盤形成型」の「2 対象国」にある「我が国と国交のあるアジア・アフリカ諸国2か国以上を主たる相手国とする」とはどういうことですか。

AI - 5

相手国における拠点機関(相手国側コーディネーターが所属する機関)の所在する国が、我が国と国交のあるアジア・アフリカ諸国であることであり、アジア・アフリカ諸国以外の国・地域に拠点機関を設けることは認められません。なお、当事業は我が国と複数国との間で実施される多国間交流を支援するものであるため、相手国は2か国以上必要です。

QI - 6

A.先端拠点形成型では、何か国との交流が望ましいのでしょうか。相手国について参加国数の制限はありますか。

AI - 6

参加国数の制限はありませんが、拠点機関の組み合わせは研究交流を継続的に実現できるものであり、本事業の支援規模に見合ったネットワークを構築するものである必要があります。

QI - 7

B.アジア・アフリカ学術基盤形成型では、何か国との交流が望ましいのでしょうか。相手国について参加国数の制限はありますか。

AI - 7

本事業の支援規模に見合った数としてください。ただし、中国、韓国、シンガポール、台湾については、相手国側研究者が十分にマッチングファンドを用意できることが見込まれる国とみなされるため、それらの国のみを相手国とする多国間交流については、本事業の対象外とします。それらの国のみを相手国とする交流については、本事業の A. 先端拠点形成型への申請ができるか要件等を確認のうえ、検討してください。

QI - 8

申請の際に相手国拠点機関等と研究交流計画を立案するにあたって、相手国に入出国の制限等が出されている場合は、入出国が可能になった状況を想定した研究交流計画で申請内容を調整する必要がありますか。

AI - 8

本事業では数年間(A. 先端拠点形成型:最長5年間、B. アジア・アフリカ学術基盤形成型:最長3年間)にわたる研究交流計画を求めています。研究交流期間を通じて相手国の状況等を見通すことは困難な部分も含みますが、可能な限り申請時点における相手国の入出国の制限等の状況を踏まえ、見通しを立てた上で研究交流計画を具体的に調整した申請計画を準備してください。なお、審査においては、募集要項の「V 事業内容の詳細」に示した審査方針に基づき、準備状況も含めて国際研究交流の必要性・重要性、実現可能性を総合的に判断されます。

QI - 9

募集要項の「V 事業内容の詳細」における各型の「4 本会支給経費(予定)」に支給額が記載されていますが、間接経費は措置されないのでしょうか。

AI - 9

募集要項に記載の「支給額」は、研究交流を遂行するための「研究交流経費」のみの金額です。間接経費はありませんが、別途、拠点機関からの請求に基づき、本事業にかかる業務遂行に必要な「業務委託手数料」を配分します。業務委託手数料の金額は、研究交流経費の10%とします。

QI - 10

募集要項の「V 事業内容の詳細」における各型の「8 留意事項」にある「協力機関」とは何ですか。

AI - 10

「協力機関」とは、拠点機関と同一国に所在し、拠点機関に協力する大学等学術研究機関であって、当該機関の長の承認の下に、一学部又は一研究科その他の単位(研究者群を編成する場合を含む。)で研究交流の実施に協力するものをいいます。

QI - 11

日本の研究機関の海外機関・オフィス等を相手国拠点機関又は協力機関とすることはできますか。また、相手国の研究機関の日本国内に存する海外機関・オフィス等を当該国の拠点機関とすること又は相手国の拠点機関もしくは協力機関の日本国内に存する海外機関・オフィス等を日本側協力機関とすることはできますか？

AI - 11

日本の研究機関の海外機関・オフィス等を相手国拠点機関又は協力機関とすることはできません。また、相手国の研究機関の日本国内に存する海外機関・オフィス等を当該国の拠点機関とすること及び相手国の拠点機関又は協力機関の日本国内に存する海外機関・オフィス等を日本側協力機関とすることはできません。

なお、拠点機関とその海外機関・オフィス等との交流は支援対象外となります。

QI - 12

拠点機関や協力機関の参加研究者数に定めはありますか。

AI - 12

拠点機関は、研究費、研究施設・設備、人員を十分に備え、拠点機関として組織的な実施体制をとることが求められます。その為、拠点機関の参加研究者はコーディネーターを含め、原則2名以上としてください。また、協力機関についても、2名以上の参加研究者がいることを原則とし、連絡責任者を置いてください。

QI - 13

募集要項の「V 事業内容の詳細」における各型の「8 留意事項」にある「協力研究者」とは何ですか。

AI - 13

「協力研究者」とは、拠点機関及び協力機関に属さない研究者であって、その者の属する機関の長の承認を得て本事業の実施に協力する者をいいます。

QI - 14

マッチングファンドを得るにあたって、相手国の複数の機関から同時に経費支援を受けることはできますか。

AI - 14

差し支えありません。

QI - 15

相手国の協力機関はマッチングファンドを確保する必要はありますか。

AI - 15

必要はありません。ただし、A.先端拠点形成型は、当該国の協力機関や協力研究者に対しても、必要な交流経費が当該国全体として確保されていることが必要です。

QI - 16

募集要項の「V 事業内容の詳細 A.先端拠点形成型」の「8 留意事項」において「支援期間を通じて、すべての相手国拠点機関が、それぞれ本研究交流課題実施に必要なマッチングファンドを得ていることが必要」とありますが、マッチングファンドの助成機関等としてはこういったものを想定すれば良いですか。

AI - 16

研究活動に対して助成している団体であれば、機関の形態は問いません。また、相手国政府、民間企業からの助成や相手国側の拠点機関の自己資金であっても構いません。ただし、採択期間の全期間にわたる研究交流が実施できるようにマッチングファンドを得る必要がありますので、その点をご留意ください。

QI - 17

募集要項の「V 事業内容の詳細 A.先端拠点形成型」の申請の段階で、マッチングファンドを得ることが確定している必要はありますか。

AI - 17

原則は、マッチングファンドを得るという確約を相手国側から得ている必要があります。相手国内において申請中であっても、本事業へ申請していただくことは可能ですが、採択決定後、本会において、マッチングファンドが得られていることが確認できるまでは事業を開始できません。マッチングファンドが確保できない場合には、採択取消となります。なお、採択の前後にかかわらず、費用負担に関する調整は、日本側拠点機関と相手国拠点機関で行うことになります。マッチングファンド、提出必要書類の確認作業については、別添 1 の「研究拠点形成事業マッチングファンドについて」を参考にしてください。詳細は、実施年度ごとに定める取扱い手引により日本側拠点機関で確認してください。

QI - 18

募集要項の「Ⅶ申請に当たっての留意事項」における「相手国以外の研究者についても、協力研究者として若干名に限り参加することは可能」とはどういうことですか。

AI - 18

交流相手国以外の国の研究機関に所属する者を参加者とする際、相手国拠点機関の判断により、相手国の協力研究者として参加することが可能ですが、日本側参加者とするには、本事業が税金を原資とする支援であることから、日本側拠点機関にとってメリットが大きい等の説明責任が本事業の委託費を受託する日本側拠点機関に求められます。また、相手国以外の研究者が参加できる人数についても、日本側拠点機関が当該分野における中核的な国際交流拠点として継続的な活動をしていくための日本側拠点機関に対する支援という趣旨から、自ずと上限があります。詳細は、実施年度ごとに定める取扱い手引により日本側拠点機関で確認してください。

QI - 19

一つの機関がこの事業に複数件申請することはできますか。

AI - 19

可能ですが、1人のコーディネーターが同一の型に複数の申請をした場合、又はコーディネーターは異なるが同一内容の研究交流課題で申請した場合は、それらの申請は不受理となります。

QI - 20

募集要項の「Ⅶ 申請に当たっての留意事項」について、現在、振興会の二国間交流事業に申請していますが、研究拠点形成事業にも申請することはできますか。

AI - 20

可能です。しかし、二国間交流事業(共同研究・セミナー)以外の本会学術国際交流事業に関しては、既にコーディネーター・研究代表者・開催責任者・主担当教員・主担当研究者など、採択された事業等の実施における責任者として事業を実施している者は、他の事業の研究代表者等となることができません。重複の可否については、募集要項別紙 2「学術国際交流事業の重複制限一覧表」でご確認ください。なお、科学研究費助成事業との重複申請、重複受給の制限はありません。また、一旦提出した申請について、提出後にコーディネーターの変更を行うことは認められません。また、A.先端拠

点形成型と B.アジア・アフリカ学術基盤形成型の両方において、コーディネーターを重複して務めることは出来ません。

Q1 - 21

募集要項の「VII 申請に当たっての留意事項」について、現在、振興会の二国間交流事業で本年度末まで、共同研究を行っているが、他の国を交流相手国として加えたいので、「研究拠点形成事業」に申請することはできますか。

A1 - 21

本事業は、単に二国間交流を2つ以上と行うというものではありません。申請する研究分野における中核的な国際研究交流拠点として日本を含む参加国3か国以上の国による継続的な活動のための支援事業です。募集要項の「I 趣旨」等を確認のうえ、要件に合致している場合は、二国間交流事業の成果と本事業との関連性を明確にしたうえで申請してください。具体的には、A.先端拠点形成型では、申請書の「1【先端性・重要性】(4)国際的な研究交流活動の遂行能力」で、B.アジア・アフリカ学術基盤形成型では、申請書の「1【重要性・必要性】(4)国際的な研究交流活動の遂行能力」で詳述ください。

II 「経費の取扱いについて」に関する質問

Q2 - 1

「経費の取扱いについて」の中で、事業を実施するにあたって「振興会と受託機関との間で、業務の実施にかかる契約(業務委託契約)を締結します」とありますが、契約はいつごろどのような内容で締結するのですか。

A2 - 1

採択決定後に、日本側拠点機関と振興会との間で年度ごとに業務委託契約を締結します。契約書に記載する内容は、委託金額、実施計画、委託期間、委託費の支払方法、委託費により取得した備品等や知的財産権の帰属、支出報告、契約の解除、不正使用・不正行為等にかかる調査の実施、事業実施報告、賠償責任、秘密保持等となります。

Q2 - 2

経費の支給方法について教えてください。

A2 - 2

交流課題の実施にあたっては、振興会と日本側拠点機関の間で業務委託契約を締結し、日本側拠点機関に対して、委託費を支払います。募集要項別紙1「経費の取扱いについて」を参考にしてください。ただし、本事業は、税金を原資とする支援となっており、適正かつ合理的な支援となっているか事業の見直しを行っています。そのため、採択後の委託費による支給対象等は、採択した日本側拠点機関において、実施年度ごとに定める取扱い手引を確認してください。

Q2 - 3

物品費とありますが、研究交流経費から備品の購入に充てることはできますか。

A2 - 3

採択課題の研究交流実施に必要な備品であれば可能です。備品の購入後は、拠点機関において適切に管理していただきます。なお、相手国への援助・提供を目的とした購入や、拠点機関で通常備えるべき、机・いす等の設備備品については本事業経費での購入は認められません。

Q2 - 4

参加研究者に謝金・人件費を払うことはできますか。

A2 - 4

できません。

Q2 - 5

本事業で海外渡航する際に、

①他の用務を組み合わせて滞在を延ばしたり、交流相手国以外の国に滞在したりできますか。

②その際、他の用務に係る経費（渡航費及び滞在費等）を委託費から支払うことができますか。

A2 - 5

①可能です。受託機関の定めに従ってください。

②他の用務に係る経費を委託費から支払うことはできません。また、本事業に係る経費と他用務の経費を合わせて使用する場合には、受託機関の規程に従い、本事業の用務にかかる経費のみを支出するようにしてください。

Q2 - 6

出張が事情によりキャンセルとなりました。キャンセル料は委託費から支払うことができますか。

A2 - 6

受託機関の規程により、やむを得ない事情によるキャンセル料の支払いが認められている場合には支出できます。キャンセル料の支出費目（旅費とするか、その他経費とするか等）は受託機関の規程に従ってください。

Q2 - 7

研究交流経費を利用して、学生や研究者、事務職員を雇用することはできますか。

A2 - 7

研究交流経費で学生、研究者、事務職員等の継続的な雇用に関する経費を支払うことはできません。ただし、資料整理や実験補助等の一時的な研究交流への協力に対する謝金・人件費は支払うことは可能です。他に研究交流経費から支出できる経費としては、旅費、設備備品費、消耗品費、その他研究の遂行に必要な経費となります。本事業は、学術の国際交流を推進するための事業ですので、経

費は主として交流のために活用してください。なお、業務委託手数料は、事務遂行に係る人件費として使用することができます。

(詳細は募集要項別紙1「経費の取扱いについて」をご覧ください。)

Ⅲ「申請書」に関する質問

Q3 - 1

申請書の中で、拠点機関長名等を記載する欄がありますが、機関長と部局長のどちらを記載することが望ましいのでしょうか。

A3 - 1

申請する拠点機関の事業実施体制(事務支援体制を含む。)の責任者として該当する方を記載してください。機関(大学であれば大学)が拠点機関となる場合は機関長(大学であれば学長等)、部局(大学であれば研究科や学部等)が拠点機関となる場合は部局長としてください。

Q3 - 2

研究者の交流日数の目安はあるのでしょうか。

A3 - 2

受入派遣期間の下限上限は特に定めていませんが、経費総額内において、効率的かつ有効な交流となるように、相手国側コーディネーター等と相談のうえ、適切な交流人数と派遣期間を設定してください。

Q3 - 3

参加する研究者の人数に制限はありますか。

A3 - 3

経費に見合った適当な人数としてください。

Q3 - 4

若手研究者育成の観点から、ポスドクや大学院生を本事業に参加させ、海外へ派遣したいのですが、可能でしょうか。

A3 - 4

可能です。ただし、学部生は本事業への参加資格を有していないため、派遣費用を本事業経費から支出することはできません。

Q3 - 5

申請書作成時点では、参加する研究者が確定していないのですが、採択後に研究者の追加等することはできますか。

A3 - 5

申請書には、現時点で参加することが確定している者を記入してください。採択後に、申請書に記載

された計画内容に影響を与えない範囲で参加者を加除することは可能です。

Q3 - 6

申請書の作成にあたって、念頭におくべき点がありますか。

A3 - 6

一般に向けての公表(採択された場合は、申請書様式1～2ページの「研究交流計画の目標・概要」と「実施体制概念図」を本会ウェブサイト上で公開します。)をあらかじめ考慮し、一般国民に理解できるよう、また、広い分野の委員構成で多角的視点から審査が行われることに留意の上、申請書を作成することを心がけてください。なお、原則として、A.先端拠点形成型は中間時(採択 3 年度目)及び事業終了後に評価を行います。このため、事業の成果とともに、当初計画内容と実施状況(結果)について評価されることを考慮したうえで計画を立ててください。

Q3 - 7

申請書の「(3)経費③相手国マッチングファンド(申請予定を含む)」において、相手国側研究者が所属機関から交付される基盤的研究費の一部をマッチングファンドに充てる場合、どのように記載すればよいですか。

A3 - 7

2)の相手国側申請先学術振興機関等名には「所属機関名」を、3)のプログラム名には「基盤研究費」と記入ください。

IV 「その他」関連事項の質問

Q4 - 1

採択となり交流を実施するにあたって、相手国側拠点機関との協定書はどのように作る必要がありますか。必要条件や所定の書式がありますか。

A4 - 1

大学等学術研究機関はそれぞれに交流協定書を取り交わして国際交流を実施していると思います。A.先端拠点形成型では、日本側の拠点機関と相手国(地域)側の拠点機関が、両機関ともに各国において経費支援を得る必要がありますが、両機関間の経費負担方法について本会の募集要項別紙「経費の取扱いについて」の中で 2 種類示していますので、どちらの経費負担とするかあらかじめ双方で合意してください。経費以外の必要事項については、両機関間で取り決めの方法も含めて必要に応じて検討してください。B.アジア・アフリカ学術基盤形成型では、中国、韓国、シンガポール、台湾を除いて、相手国側における経費支援は必須としていませんが、事業の実施にあたり相手国(地域)側拠点機関と文書により本事業による交流実施について、合意を得てください。どちらの型においても、本会の定める書式は特にありませんが、相手国(地域)側拠点機関との間で、本会が定める条件に反する取り決めることはできません。なお、採択された日本側拠点機関へは、相手国(地域)側拠点機関との協定書や取り決め書等の書類の提出を別途お願いすることもありますので、その際はご協力くださいますようお願いいたします。

Q4 - 2

参加研究者について参加確認等の書類を申請時に添付する必要がありますか。

A4 - 2

申請書に参加研究者の参加承諾書等を添付することは求めていませんが、採択となった場合に備えて、本務先の服務規律等に差し支えないかどうかをあらかじめ確認しておいてください。申請が採択となった後には、拠点機関は本会あてに参加承諾書を提出する必要はありませんが、参加研究者及びその所属機関長の参加承諾書を取るなどして、本務先の服務規律等に差し支えないかどうかを再度確認し、その事実の分かる書類等を保管する必要があります。

Q4 - 3

研究拠点形成事業の選考の流れを教えてください。

A4 - 3

選考は以下の流れで行われます。

(A. 先端拠点形成型)

書面審査(1 申請に対して 6 人の書面審査委員)→国際事業委員会におけるヒアリング候補絞込み→国際事業委員会におけるヒアリング審査(日本語で実施)→採否決定

(B. アジア・アフリカ学術基盤形成型)

書面審査(1 申請に対して 6 人の書面審査委員)→国際事業委員会における合議審査→採否決定

両型とも書面審査は「書面審査セット」(https://www.jsps.go.jp/j-c2c/boshuu_shinsei.html)ごとに行われます。

また、「A. 先端拠点形成型」の「国際事業委員会におけるヒアリング候補絞込み」及び「国際事業委員会におけるヒアリング審査」並びに「B. アジア・アフリカ学術基盤形成型」の「国際事業委員会における合議審査」に関しては、書面審査結果を踏まえ、書面審査セットによらず国際事業委員会全体として行われます。

募集要項の「Ⅴ 事業内容の詳細」の「6 選考及び結果の通知」及び本事業の案内ページ(<https://www.jsps.go.jp/j-c2c/nittei.html> 及び https://www.jsps.go.jp/j-c2c/boshuu_shinsei.html)もあわせてご参照ください。

Q4 - 4

日本学術振興会特別研究員／外国人特別研究員として採用されている者を参加研究者としてもよいですか。

A4 - 4

本事業としては問題ありませんが、本会特別研究員／外国人特別研究員事業担当者に問い合わせの上、専念義務や受給可能な経費等について必ず事前に確認してください。

V 研究倫理教育に関するプログラムの受講等に関する質問

Q5 - 1

研究倫理教育に関するプログラムの受講等が必要な対象者の範囲はどのように考えればよいですか。

A5 - 1

日本側参加研究者リストに記載する、所属機関が日本の者(大学院生、日本側参加研究者として登録されている外国人研究者を含む。)です。

Q5 - 2

他機関に所属している日本側参加者についても、コーディネーターの所属機関で履修を確認しなければなりませんか。

A5 - 2

コーディネーターの所属機関との委託契約により実施している事業ですので、コーディネーターの所属機関において、すべての日本側研究者が受講等したことを確認してください。参考までに、文書で他機関に確認を取る場合の様式は別添 2 のとおりです。なお、必ずしもこの様式を使う必要はなく、また、コーディネーター所属機関長から他機関長宛に確認を取らなければいけないわけでもありません。下記 Q5・4 に示すとおり、受講等の確認、方法及び書式は実施機関にお任せします。

Q5 - 3

相手国側参加研究者リストに記載されている相手国研究者や、日本側参加研究者リストに掲載されている第三国の研究機関所属の研究者については、受講等をさせる必要があるのですか。

A5 - 3

日本側拠点機関は、本事業経費による支援を受ける参加者については、日本以外の機関の所属であっても、その支援の範囲において適正な執行が求められますので、受講が望ましいです。(英語による受講もできます。)

Q5 - 4

研究倫理教育に関するプログラムの受講等にはどのような方法があるのでしょうか。

A5 - 4

募集要項の「X その他」の「(13) 研究倫理教育の履修義務」の記載内容を参考にしてください。申請した課題が採択された後、コーディネーターの所属機関には、本事業に参加する日本側研究者に対して、研究倫理教育を受講等させ、それを確認した旨の文書を提出していただきます。

Q5 - 5

受講等は何をもって確認するのですか。各個人から文書で取り寄せる必要がある場合、研究者本人の署名・押印は必要ですか。

A5 - 5

確認方法及び書式は実施機関にお任せします。必ずしも署名・押印した文書を提出させる必要はな

く、メールの回答でもかまいません。ただし、口頭での確認など証拠が残らない方法は不可とします。

Q5 - 6

いつまでに受講等を完了する必要がありますか。

A5 - 6

日本側拠点機関から本会に提出する「研究倫理教育に関するプログラムの受講等確認書」(以下「確認書」)の提出期限までに受講等を完了する必要があります。なお、確認は契約日(4月1日)までに完了してください。参加者を追加する場合は、追加の都度、受講等を完了してください。

Q5 - 7

「確認書」において確認するのは誰ですか。

A5 - 7

日本側拠点機関の実施組織代表者とします。ただし、機関内の規程により当該業務の権限が他の役職に委任されている場合などは、それ以外の者が行うことも可能です。

Q5 - 8

「確認書」は毎年提出する必要がありますか。

A5 - 8

「確認書」は、全課題につき、毎年提出していただきます。ただし、各参加者の受講等は、1度行えば再度行う必要はありません。

Q5 - 9

事業開始後、新たに参加者を追加する場合には、どのように対応したらよいですか。

A5 - 9

新たに日本側参加者を追加する場合には、追加日までに研究倫理教育の履修を完了していることを確認し、最新の参加研究者リストにおいてその旨明記してください。